

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当市は、固定資産税の賦課に関する事務における個人情報の取扱いに関する個人情報取扱い方針を取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

安芸市長

公表日

令和7年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)第342条の規定に基づき、賦課期日(1月1日現在)における固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者を課税台帳に登録し、固定資産税を賦課する。課税台帳に登録するために必要な情報収集や調査、評価を行う。 特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ・固定資産(土地、家屋、償却資産)の調査、評価
③システムの名称	固定資産税システム 地方税ポータルシステム 収納管理システム 宛名管理システム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	安芸市役所税務課資産税係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1006
○ 相則第9条第2項の適用	
「 」適用なし	

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		取得したマイナンバーは施錠できる書棚に保管しており、税務システムには入力していない。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	固定資産税担当者は税務システムに登録されているマイナンバーが閲覧できないようにシステムが設定されており、不必要的紐づけを行うことが出来ないようになっている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	課長 松田 秀樹	課長 久川 陽	事後	人事異動
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	課長 久川 陽	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	II - 1	2019/4/1	2020/11/6	事前	計数の時点変更
令和2年11月6日	II - 2	2019/4/1	2020/11/6	事前	計数の時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、別表第2の第27 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、別表第2の第27 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和5年6月20日	I 関連情報 ③システムの名称	固定資産税システム 国民健康保険システム 国民健康保険税システム 地方税ポータルシステム 収納システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー	固定資産税システム 地方税ポータルシステム 収納管理システム 宛名管理システム 番号連携サーバー 中間サーバー	事後	システム名称等の変更
令和5年6月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、別表第2の第27		事後	
令和5年6月20日	II - 1	2020/11/6	2023/6/20	事後	計数の時点変更
令和5年6月20日	II - 2	2020/11/6	2023/6/20	事後	計数の時点変更
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-0001 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	(住所)〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-0001 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年9月24日	I 関連情報 3.個人情報の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第10第16 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項	事後	番号法改正による変更
令和6年4月3日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年4月3日	IV8 判断の根拠	記載無し	取得したマイナンバーは施錠できる書棚に保管しており、税務システムには入力していない。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年4月3日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年4月3日	IV11 当該対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年4月3日	IV11 判断の根拠	記載無し	固定資産税担当者は税務システムに登録されているマイナンバーが閲覧できないようシステムが設定されており、不必要的紐づけを行うことが出来ないようになっている。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加